

[事案 2022-171] 新契約無効請求

・令和5年3月29日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年11月に乗合代理店を通じて契約した利率変動型米ドル建一時払終身保険について、契約時費用が控除されることや市場価格調整についての説明を受けておらず、仮に説明を受けていれば、本契約に加入しなかったことから、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

本契約締結時における募集人の説明に不足はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下等の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が募集人から受領した名刺の背面には、「ファイナンシャル業務全般」等と記載されているにすぎず、保険販売の代理店であることが明示されていなかったため、申立人は、募集人が保険代理店であることを最後まで理解していなかった。この点について募集人は、通常は生命保険募集人である旨が明示された名刺を提示しているが、申立人に対して明確に提示した記憶まではないと陳述した。
- (2) 募集人は、契約時費用の具体的な金額を口頭で説明しておらず、あくまで注意喚起情報を用いて「契約時費用は掛かる」と示したように思うと陳述しており、募集人は、契約時費用について、商品パンフレットや設計書を示し、具体的な数字を示していない。
- (3) 申立人は、意向確認書において「投資のご経験」の欄に「なし」と回答しており、契約時費用や市場価格調整等の概念についても不慣れであったと考えられることから、募集人は資料を用いて、もう少し具体的に数字を示し説明することが望ましかった。